

第 3 9 回京都市廃棄物減量等推進審議会

平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日
京都ガーデンパレス 鞍馬の間

(次 第)

I 開 会

1 4 : 0 0

1 新委員の紹介

II 議 事

- 1 「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 2 1～」の進捗状況について
(1) 現在の進捗状況と今後の方向性について
(2) 年次報告書の作成について
- 2 めぐるくんの店制度（ごみ減量・リサイクル推進店推奨制度）の拡充に向けた見直しについて

III 報告事項

- 1 有料指定袋制の実施状況について（ごみ量, 有料化財源活用事業の実施状況等）
- 2 マイバッグ持参促進及びレジ袋削減に関する協定について
- 3 許可業者搬入手数料改定等に伴う京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会における取組について
- 4 その他

IV 閉 会

1 6 : 0 0

【資 料】

- 資料 1 : 「京のごみ戦略 2 1」の現在の進捗状況と今後の方向性 . . . p 1
資料 2 : 「京のごみ戦略 2 1」年次報告書（案） . . . p 9
資料 3 : めぐるくんの店制度（ごみ減量・リサイクル推進店推奨制度）の拡充に向けた見直し（案） . . . p 21
資料 4 : 有料指定袋制の実施状況について . . . p 24
資料 5 : マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定への
参加者募集について . . . p 29
資料 6 : 許可業者搬入手数料改定等に伴う三者協での取組状況について . . . p 36
- 資料番号無し : ○気候変動に関する世界市長・首長協議会（WMCCC）第 2 回会議
京都開催について
○北部クリーンセンターパンフレット
○ごみ減量推進会議 1 0 周年記念誌
○事業系ごみに関する各種広報資料

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	役 職 名
浅井 利彦	京都工業会 専務理事
石野 謡子	市民公募委員
伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
今西 恒子	京都市保健協議会連合会
北本 勤	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
○ 郡 鳩 孝	同志社大学経済学部 教授
小堀 脩	京都商工会議所 専務理事
佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
新川 耕市	京都環境事業協同組合 副理事長
◎ 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
高橋 修	京都市環境局長
竹本 正行	京都百貨店協会 事務局長（㈱阪急百貨店 四条河原町阪急 総務部長）
中島 和子	京都市生活学校連絡会 会長
原 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
堀 孝弘	環境市民 事務局長
槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与
山内 寛	京都市ごみ減量 めぐるくん推進友の会 会長

（敬称略，五十音順）

◎：会長 ○：会長職務代

「京のごみ戦略 2.1」の現在の進捗状況と今後の方向性

1 進捗状況

(1) 計画に掲げる施策の進捗状況

計画に掲げる施策数と現時点における進捗状況別施策数は下表のとおり。

<表中の印について>

◎：完了，または，実施中

○：一部実施中

△：検討中，または，準備中

上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進							
発生抑制・再使用を重視したまちづくり	1	1	1	3	33	33	33
市民，事業者による主体的活動の推進・支援	4	4	3	1 1	36	36	28
環境教育・環境学習の充実	2	2	5	9	22	22	56
市民による自主的取組	7	1	2	1 0	70	10	20
家庭系ごみ減量を促す行政の取組	8	0	0	8	100	0	0
事業者による自主的取組	1	1	2	4	25	25	50
事業者によるごみ減量化を促す行政の取組	4						

※市民，事業者主体の施策については，行政による支援，制度変更等の関連施策実施状況を記載している。（事業者が自主的に拡大・充実すべきものは施策数の中には含めていない）

※2R 型エコタウン，グリーンページ，廃棄物管理システムの構築，災害廃棄物対策などは複数の施策から構成されているが，1つの施策としてカウントしている。

※「◎」「○」「△」%比率は，合計が100%になるよう一部端数調整している。

分別・リサイクルの拡大

	◎	○	△	施策数	「◎」 %	「○」 %	「△」 %
家庭系ごみの 分別品目の拡大	6	1	2	9	67	11	22
市民の分別・リサイクル 機会の拡大	2	0	1	3	67	0	33
有害物・ 危険物への対応	2	2	1	5	40	40	20
小 計	10	3	4	17	59	18	23

環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化

	◎	○	△	施策数	「◎」 %	「○」 %	「△」 %
廃棄物管理 システムの構築	3	1	0	4	75	25	0
資源循環に向けた バイオマスの活用	4	0	0	4	100	0	0
災害廃棄物への 対応	0	2	0	2	0	100	0
	2	2	0	4	50	50	0
小 計	9	5	0	14	64	36	0

計画の進捗管理

	◎	○	△	施策数	「◎」 %	「○」 %	「△」 %
計画の 進捗管理	1	4	0	5	20	80	0
小 計	1	4	0	5	20	80	0

※施策の詳細な実施状況については、5～8ページ（参考）参照

(2) ごみ量に関する数値目標の進捗状況

	13 年度 (基準年度)	16 年度	17 年度		22 年度 (中間目標年度)	27 年度 (目標年度)
総排出量 (t/年)	858,257	818,418	807,917	⇒	810,700	803,500
削減率 (基準年度比%)	—	△4.6%	△5.9%	⇒	△5.5%	△6.4%
再生利用率 (%)	11.1%	13.4%	13.8%	⇒	25%	27%
処理処分量 (t/年)	763,247	678,101	664,353	⇒	598,000	574,400
削減率 (基準年度比%)	—	△11.2%	△13.0%	⇒	△22%	△25%
最終処分量 (t/年)	155,644	130,275	122,846	⇒	51,600	49,100
削減率 (基準年度比%)	—	△16.3%	△21.1%	⇒	△67%	△69%

※市民・事業者及び市の取組に関する目標（23項目）は現在調査・整理中。

(3) 進捗状況まとめ

ア 施策について

- ・事業系ごみ減量化対策において、完了または実施中の施策の割合が低い。
- ・分別・リサイクルの拡大，廃棄物管理システムの構築と比較して，家庭系上流対策の施策の実施割合が若干低くなっており，中でも，環境教育・環境学習（廃棄物に関する内容を中心としたもの）の実施割合が低くなっている。
- ・分別・リサイクルの拡大については，コミュニティ回収制度，プラスチック製容器包装の分別収集拡大に向けた取組など，着実に取組を進めているところであるが，「地域の身近な回収拠点としての店舗，商店街等の機能拡充，強化」といった，分別機会のさらなる拡大に向けた取組に内部検討中も含め未実施のものがある。
- ・環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化に関する施策は，概ね計画どおり取組を進めることができている。
- ・計画の進捗管理については，「行動計画（アクションプラン）」をまだ策定することができていないこともあり実施率が低くなっているが，今年度着手している「京のごみ戦略21年次報告書（仮称）」に，行動計画の機能も合わせ持たせる予定である。

イ ごみ量について

- ・総排出量削減率については，17年度実績で中間目標値をクリアしている。
- ・再生利用率，処理処分量削減率，最終処分量削減率も着実に向上しており，今後，食品リサイクル法に係るごみ及び石膏ボード，木くずをはじめとする建設廃材（告示産廃）系のごみに係る民間リサイクル誘導の促進や，プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大及び焼却灰溶融スラグリサイクル事業のスタートなどにより，計画の目標ペースには届く状況である。

2 今後の方向性

- 施策の実施状況から見た場合、家庭系の上流対策及び事業系ごみ対策の取組が遅れており、今後重点的に実施していく必要がある。
- ごみ量については、既に総排出量削減率が中間目標をクリアしているが、最終目標の達成、削減率を引き続き高水準で維持するためには（特に、有料指定袋制のリバウンド防止の観点からも）、上流対策をさらに強化し、市民・事業者の減量への意識の定着を図る必要がある。
- また、食品リサイクル法に係るごみ（生ごみ）、石膏ボード、木くずなどの建設廃材（告示産廃）系のごみなどの事業系ごみのリサイクルを促進する対策も検討していく必要がある。
- 分別・リサイクル対策については、市民による自主的リサイクル機会を拡大する施策を拡充し、市による分別拡大についても、環境負荷及びコストを増加させないことを大前提に、引き続き検討を行う必要がある。

(参考) 計画に掲げる施策の実施状況 (詳細)

1 上流対策 (家庭系)

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
発生抑制・再使用を重視したまちづくり		
市民のごみ減量を促す事業者の取組促進	—※1	
マイバッグキャンペーンや無包装・簡易包装運動の強化・定着	○	買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーン (ごみ減)
2R型エコタウンの構築	△	
祭など催し物のエコ化	◎	「京のアジェンダ21」エコまつりWGの取組推進 (食器洗浄機搭載車の開発, NPOによる学園祭等におけるリユース容器の使用 など)
市民, 事業者による主体的活動の推進・支援		
ごみ減量推進会議の取組促進		
市民向けごみ減量実践講座の充実	○	市民向けごみ減量実践講座, 施設見学会の開催 (ごみ減)
秘密書類リサイクル事業の促進	○	秘密書類リサイクル事業 (ごみ減)
ごみ減量に取り組む事業者向け情報流通体制の整備	△	
簡易包装推進キャンペーンの実施, 促進	◎	簡易包装推進キャンペーン (ごみ減)
廃食用油の回収拠点拡大	◎	H15: 827 拠点⇒現在: 1,003 拠点
フリーマーケットの推進	○	市役所前フリーマーケット (ごみ減)
地域ごみ減量推進会議の役割強化		
地域ごみ減量推進会議の設立促進	◎	H15: 58 団体⇒現在: 82 団体
地域特性に配慮した自主的かつ多様な目標の設定と取組の推進	◎	「活動レポート」の発行 (H16～)
ごみ減量促進のための地域リーダーの養成		
地域活動の核となるリーダーの養成・支援	○	「活動レポート」の発行 (H16～)
活動のための場の紹介・斡旋	△	
関係諸団体の協働による取組の強化	△	
環境教育・環境学習の充実 ※廃棄物に関する内容中心のもので評価		
環境教育の充実		
総合学習への組み込みの検討	△	
学校・地域・事業所等への「出前講師」の派遣	◎	市政出前トーク など
教育委員会と連携を図った環境教材の開発等	○	副読本「わたしたちの環境」など
KES 学校版の推進	◎	KES 学校版 (改正版) H17: 176 校認証取得
環境学習機会の拡大		
京エコロジーセンターを核とする地域の環境学習のための場の創造	○	京エコロジーセンター講師派遣制度
環境学習ネットワークの拡大	△	
会社やイベント等における研修会の開催	△	
区役所と連携を図った普及啓発活動実施の検討	△	
イベント等におけるごみの分別等の体験学習の実施	△	
市民による自主的取組		
ごみを出さない消費行動 (グリーンコンシューマー行動) の実践		
「京都市エコライフチャレンジ (環境家計簿)」の活用	◎	「京都市エコライフチャレンジ (環境家計簿)」改訂版作成
グリーン購入の促進	◎	京都グリーン購入ネットワークの設立
買い物袋の持参	◎	レジ袋懇談会設立, 協定締結に向けた取組
フリーマーケットの利用促進	○	市役所前フリーマーケット
修理・修繕による「もの」の長期使用	△	
エコクッキングの実践	◎	京エコロジーセンターにおける取組 (講師派遣制度, 環境保全支援事業, 講習会開催)
レンタル・リースの利用促進	△	
リサイクルの促進		
分別収集・集団回収・店頭回収・拠点回収への参加・協力	◎	「京のごみ減量事典」への情報掲載・配布
分別マナーの徹底	◎	有料指定袋制実施
自家処理可能な家庭での厨芥類の堆肥化	◎	生ごみコンポスト容器購入助成制度

※◎, ○, △: 1 ページと同じ内容

※1: 6 ページ「事業者のごみ減量化を促す行政の取組」と内容が重複するので, ここではカウントしていない。

1 上流対策（家庭系）（続き）

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
家庭系ごみ減量を促す行政の取組		
グリーンページの作成	◎	「京のごみ減量事典」の作成・配布
ごみを出さない消費行動の支援		
「京都環境賞」制度の普及	◎	「京都環境賞」, 「チャレンジエコライフコンテスト」
「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿）」の活用促進	◎	「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿）」改訂版作成
リサイクルを促進するための行動の支援		
マンション、アパートなどの管理人を通じたごみ分別情報の提供	◎	有料指定袋制実施に向けた周知活動
資源有効利用促進法及び家電リサイクル法などの周知・対応	◎	「京のごみ減量事典」の作成・配布
新しい集団回収の取組（コミュニティ回収制度）の普及・促進	◎	コミュニティ回収制度の支援拡大
市内転入者に対する分別情報の提供	◎	「京のごみ減量事典」の区役所等転入窓口での配布
家庭ごみの収集・処理コスト負担のあり方の検討	◎	有料指定袋制の実施

2 上流対策（事業系（リサイクルも含む減量化全般））

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
事業者による自主的取組		
事業者によるごみ減量相談窓口の設置と啓発	△	
KES・ISO14001の取得促進	◎	市内の KES 認証取得事業者数 H15 末:131⇒H17 末:264
環境にやさしい事業活動（グリーンカンパニー行動）の実践	○	市内の KES 認証取得事業者数 H15 末:131⇒H17 末:264
業種別の団体単位等での「ごみ減量・リサイクル行動計画」の策定	△	
事業者のごみ減量化を促す行政の取組		
環境にやさしい事業活動の支援		
事業系ごみの実態把握と業界別リサイクル情報等の発信	△	
業界ごとのトップランナー企業の取組紹介	△	
食品リサイクル法・建設リサイクル法などの周知・徹底	○	各種パンフレットの配布
分別・リサイクルに伴うコスト発生に関する啓発	○	事業所への立入調査時において、再資源化に要する経費についての周知を実施
KES・ISO14001 認証取得を目指す企業に対する情報提供等の支援	◎	環境マネジメントシステム導入説明会開催（H17：5回、223名参加）
業界別自主行動計画の実施・成果に対する支援	△	
事業系ごみに関する制度の見直し		
処理原価に応じた搬入手数料の設定（搬入手数料の見直し）	◎	持込料金改定，許可業者手数料減額措置の見直し
ごみ分別に対するインセンティブ（動機付け）が働くような搬入料金の設定	△	
透明指定袋制導入による適正排出の推進	△	
より効率的・効果的な収集運搬制度の検討	○	再資源化促進のための収集運搬許可取得業者の増加（木くず：33，食品：29）
排出事業者のごみ減量意識を向上させる取組の検討	◎	三者協の設立，排出事業者へのダイレクトメールの送付 など
受け皿を整備したうえで告示産廃の受入停止の検討	△	
減量計画書に基づく本市の管理・指導体制の強化		
事業所に対する立入調査・指導の仕組みの構築	○	本庁の立入調査・指導部門を強化
減量計画書の対象事業所の拡大	◎	業種を問わず 1,000 m ² 以上の事業所に拡大検討中
減量計画書の公表・優良事業者に対する表彰などの仕組み	△	
減量計画書の評価の事業者へのフィードバックの検討	△	
再資源化促進のための仕組みづくり		
再資源化促進のための民間における受け皿把握と民間への誘導	○	計画策定前と同様に継続実施
民間における再資源化のための受け皿整備の支援・促進	○	計画策定前と同様に継続実施
事業系ごみ中の缶・びん・ペットボトルなどの市施設への受入の検討	△	
オフィス町内会など古紙再資源化のための仕組みづくりの検討	△	

3 分別・リサイクルの拡大

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
家庭系ごみの分別品目の拡大		
缶・びん・ペットボトルの分別収集のあり方の検討 (多様な分別手法及び機会の提供)	◎	コミュニティ回収制度の実施
その他プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大		
本格的な全市収集への移行	○	19年10月全市拡大予定(現在施設整備中)
将来的に灰溶融施設の燃料としての活用も視野に入れた再資源化手法の検討	△	
その他の分別収集品目拡大に向けた検討		
その他紙製容器包装・厨芥類の再資源化・エネルギー回収に向けた検討	◎	次期クリーンセンターへの家庭系バイオマスのバイオガス化施設併設検討
家電4品目・自動車・パソコンの法制度に基づくリサイクルルートへの誘導	◎	「京のごみ減量事典」の作成・配布
小型金属類の分別収集の定着	◎	分別収集の継続実施
古紙・廃食用油・古布・トレイ・二次電池・ 紙パック・乾電池の民間回収・拠点回収の促進	◎	コミュニティ回収制度の実施， 「京のごみ減量事典」の作成・配布
再使用可能な大型ごみの有効活用の検討	△	
透明指定袋制の導入による適正排出・分別排出の促進	◎	有料指定袋制の実施
市民の分別・リサイクル機会の拡大		
新しい集団回収の取組(コミュニティ回収制度)の普及・促進	◎	コミュニティ回収制度の実施，支援制度の拡大
地域の身近な回収拠点としての店舗・商店街・公共施設等の機能の拡充・強化	△	
地域コミュニティ単位で取り組まれている堆肥化などの自主的取組に 対する支援策の検討	◎	市民公募型パートナーシップ事業(ごみ減)， 生ごみコンポスト容器購入助成
有害物・危険物への対応		
有害・危険物の民間回収ルートの把握と情報発信	◎	基礎調査実施，「京のごみ減量事典」への掲載・配布
国や関係業界等への回収ルート確立に向けた働きかけ	○	全国都市清掃会議等を通じた国・業界への要望を継続
有害物・危険物の管理システムの検討		
事業者と行政が連携を図った適正な回収ルートの整備の検討	○	既存の民間ルートの活用策について検討中
資源化可能物の分別・リサイクルの検討	◎	蛍光管拠点回収制度創設，スプレー缶の分別検討中
有害性の高いものについて，回収ルートが確保されるまでの一時回収の検討	△	

4 環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
廃棄物管理システムの構築		
廃棄物管理システムの整備計画の推進 (～平成27年度)	◎	新規リサイクル施設、クリーンセンターと もに当初計画どおり進行中
LCAを活用した廃棄物管理システムの選択	◎	計画策定時に作成した LCA モデルを活用した 新たな廃棄物管理システムの選択が可能
地域における環境学習の場としての施設 整備の推進	◎	北部クリーンセンターにおける先進的な見学者 フロアの整備
施設整備に際しての PFI 等の民間活力導 入についての検討	○	新規施設整備に当たっては常に検討を実施 (現時点では PFI 実施予定事例はなし)
資源循環に向けたバイオマスの活用		
バイオマス利活用の促進・普及に向けた 国等への働きかけ	◎	国家予算要望の実施 国の協議会への参画
バイオマスの利活用に向けた取組の推進		
廃食用油燃料化プラントの建設・運営	◎	H16 より稼動中
家庭系厨芥類等のバイオガス化施設(次期 クリーンセンターと併設)の整備	◎	H25 稼動に向け取組実施中
魚アラルリサイクルセンターの建替	◎	現在建替中
災害廃棄物への対応		
災害廃棄物処理実践行動マニュアルの策定	○	現在マニュアル作成中
災害時に備えた施設機能の充実	○	処理施設の耐震性能の確保
まちの美化推進		
パートナーシップによるまちの美化推進	◎	まちの美化住民協定の拡大、友・遊・美化パスポート 事業の充実 など
ごみ容器・回収容器の整備充実	○	街頭容器の適正な配備
ごみのポイ捨て防止・美化啓発の推進	○	取組の継続
関連機関との連携による不法投棄対策の推進	◎	有料指定袋制実施に伴う不法投棄対策の充実

5 計画の進捗管理

施策名	施策 実施 状況	関連する既存の施策
計画の進捗管理		
計画の周知	○	市民に接する様々な機会を通じて配布
行動計画(アクションプラン)の策定	○	今年度作成中の「京のごみ戦略21進捗状 況年次報告書(仮称)」に同様の機能を持た せる予定
計画の進捗管理体制の確立		
進捗のチェック体制の確立	○	計画の進捗状況を踏まえた形での予算編成 を実施
進捗状況の市民への積極的な公表	○	今年度作成中の「京のごみ戦略21進捗状 況年次報告書(仮称)」において公表予定
廃棄物に関する調査研究の充実	◎	家庭ごみ細組成調査、有害物に関する調査 等の実施

「京のごみ戦略 21」年次報告書 ～チェック&アクションプラン～（仮称）

【資料 2】

構 成 案

はじめに(環境局長)（京のごみ戦略 21 年次報告書（仮称）とは） 約 1 頁

計画の策定と年次報告書の位置づけ等を説明する。

- ・計画の進捗状況の積極的な公表、定期的な点検・評価を行うためのツールとする。
- ・数値目標と施策の進捗状況を報告するとともに、廃棄物に関する各種データも盛り込む。
- ・計画に位置づけている「アクションプラン（行動計画）」の機能も合わせ持つよう、進捗状況の点検に加え、今後の取組の方向性についても記載する。

1 平成 18 年度までのごみニュース 約 4 頁

計画策定から平成 18 年度までの動向、大きな取組等（トピック）を報告する。特に平成 18 年度は家庭ごみ有料指定袋制及び制度導入に伴って新規・充実した事業等について紹介する。

2 「京のごみ戦略 21」とは

(1) 「京のごみ戦略 21」のあらまし 約 1 頁

(2) 計画の体系 約 1 頁

3 数字でみる「京のごみ戦略 21」の進捗状況

(1) 物質循環フローの状況 約 1 頁

資源生産性目標の考え方、京都市の特徴及び基準値、実績値、目標値を列挙する。

(2) ごみの発生から処理の状況 約 3 頁

総排出量削減率、再生利用率、処理処分量削減率、最終処分量削減率の基準値、実績値、目標値をグラフ等を用いて列挙する。

各項目の実績値についての増減要素、今後の見通しについても検証する。

(3) 「明るい循環型都市・京都」の実現に向けた取組の状況

数値目標の基準値、実績値、目標値を列挙する。

① 環境に配慮した生活様式・事業活動への変革 約 3 頁

実績数値の根拠となっている市民・事業者アンケートの結果について、概要を紹介するコラムを設ける。

② ごみ減量化への取組 約 4 頁

実績数値の根拠になっている家庭ごみ、事業系ごみ細組成のコラムを設ける。

③ ごみの適正処理等 約 1～2 頁

増減理由の説明、実績数値の根拠になっている入居者アンケート結果を紹介するコラムを設ける。

4 具体的施策の実施状況

各施策の進捗状況について、進捗状況の総括的な評価、これまでの実施状況と今後の見通し・方針を記述する。重点施策は計画に記載しているスケジュールと現状の取組状況、今後の方向性を併記することで進捗状況を明確化する。基本的に定型的な書式(例:表形式)で作成する。個別の施策についての特記事項があれば、コラムとして表外に示す。

4.1 上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進

(1) 上流対策の推進に向けて

- ① 発生抑制・再使用を重視したまちづくり 約 2 頁
- ② 市民、事業者による主体的活動の推進・支援 約 2 頁
- ③ 環境教育・環境学習の充実 約 1 頁

(2) 家庭系ごみの減量化

- ① 市民による自主的取組 約 2 頁
実施主体が市民になっているので、アンケート結果等から関連する情報を提示する。
- ② 家庭系ごみ減量を促す行政の取組 約 2 頁

(3) 事業系ごみの減量化

- ① 事業者による自主的取組 約 2 頁
実施主体が事業者になっているので、アンケート結果等から関連する情報を提示。
- ② 事業者のごみ減量を促す行政の取組 約 2 頁

4.2 分別・リサイクルの拡大

- (1) 家庭系ごみの分別・リサイクルの考え方 約 1 頁
- (2) 家庭系ごみの分別品目の拡大 約 1 頁
- (3) 市民の分別・リサイクル機会の拡大 約 1 頁
- (4) 有害物・危険物への対応 約 2 頁

4.3 環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化

- (1) 廃棄物管理システムの考え方 約 1 頁
- (2) 廃棄物管理システムの構築 約 3 頁
- (3) 資源循環に向けたバイオマスの活用 約 2 頁
- (4) 災害廃棄物への対応 約 1 頁
- (5) まちの美化推進 約 1 頁

4.4 進捗管理の実施 約 1 頁

おわりに約 1 頁

京都市の廃棄物行政, 年次報告書 (案) の内容等に対する審議会委員の意見, 市の考え方 等

皆様のご意見をお待ちしています約 1 頁

本報告書の内容をはじめとする, 廃棄物に関するご意見, ご質問窓口の紹介

参考資料約 10 頁

各アンケート調査結果の概要, 本計画の施策等一覧の進捗状況 ([資料1] 5 ページの「計画に掲げる施策の実施状況」のイメージ), 環境監視結果

<合 計 約 6 0 ページの予定>

※次の 12 ページから 21 ページに, 現在作成中の報告書の一部をサンプルとして掲載しています。(上記構成案の網掛け部分)

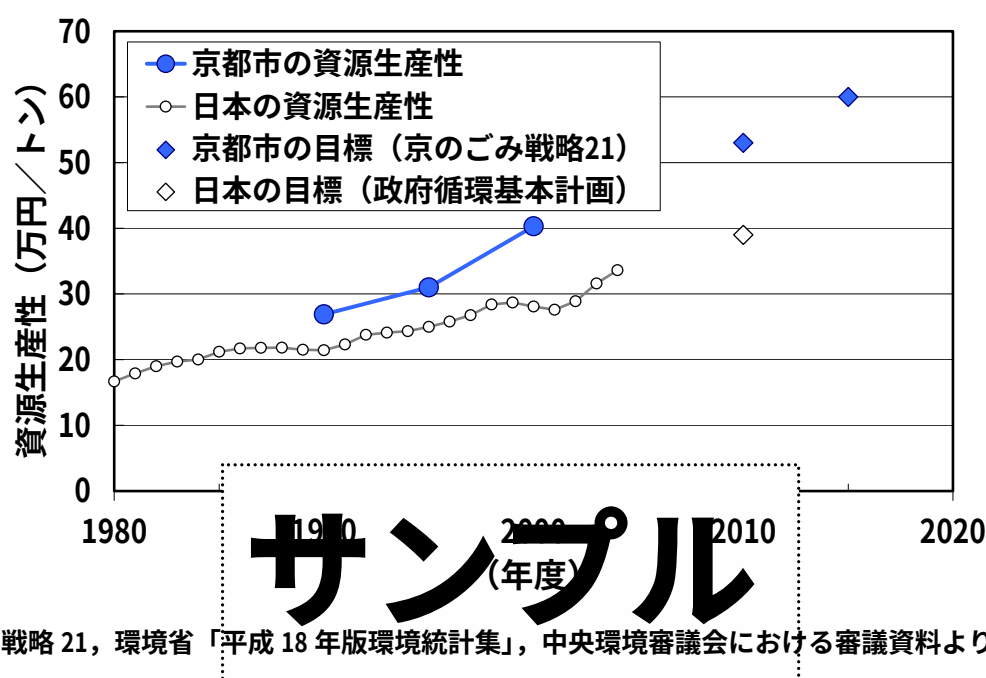
3 数字でみる「京のごみ戦略 21」の進捗状況

3.1 物質循環フローの状況

数値目標 資源生産性（市内総生産÷天然資源等投入量）

京都市の資源生産性は、平成 12 年度において約 40 万円/トン（我が国全体では約 28 万円/トン）とすでに我が国全体の資源生産性を相当程度上回る状況にありますが、平成 22 年には約 53 万円/トン、平成 27 年には約 60 万円/トンまで向上させることを目標とします。

【京都市の資源生産性の推移と目標】《参考：日本の推移と目標》



資料：京のごみ戦略 21，環境省「平成 18 年版環境統計集」，中央環境審議会における審議資料より作成

“もの”の流れの入口側で社会に投入される天然資源等が、それ自身に限りがあることやその採取に伴い環境負荷が生じること、また投入されたものがいつかは必ずごみになること（物質循環フロー）を考えると、天然資源等の投入量の少なさが循環型社会形成の重要な目安となります。

「資源生産性」は、産業や市民の生活において、いかに少ない天然資源で“ものやサービス”を生み出すことができるかを示す指標であり、この数値が高いほど資源の消費や環境負荷が抑制され、結果としてごみの発生そのものが抑制されることになります。西陣織や清水焼などに代表されるような付加価値の高い製品を生み出しているまち京都の特性をよく表している指標と言えます。

※市における天然資源等投入量とは、京都市内で採取される天然資源及び市外から移入される天然資源や製品の量を指します。

※市の投入量については十分な統計データが整備されていないことから、ここでは府や国のデータを用いた推計値を脚用しています。なお、推計に用いる統計・データの更新が 5 年ごとであることから、本計画では 5 年ごとに進捗状況を確認していきます。2005 年度実績を平成 19 年度以降に算定する見込みです。

3.2

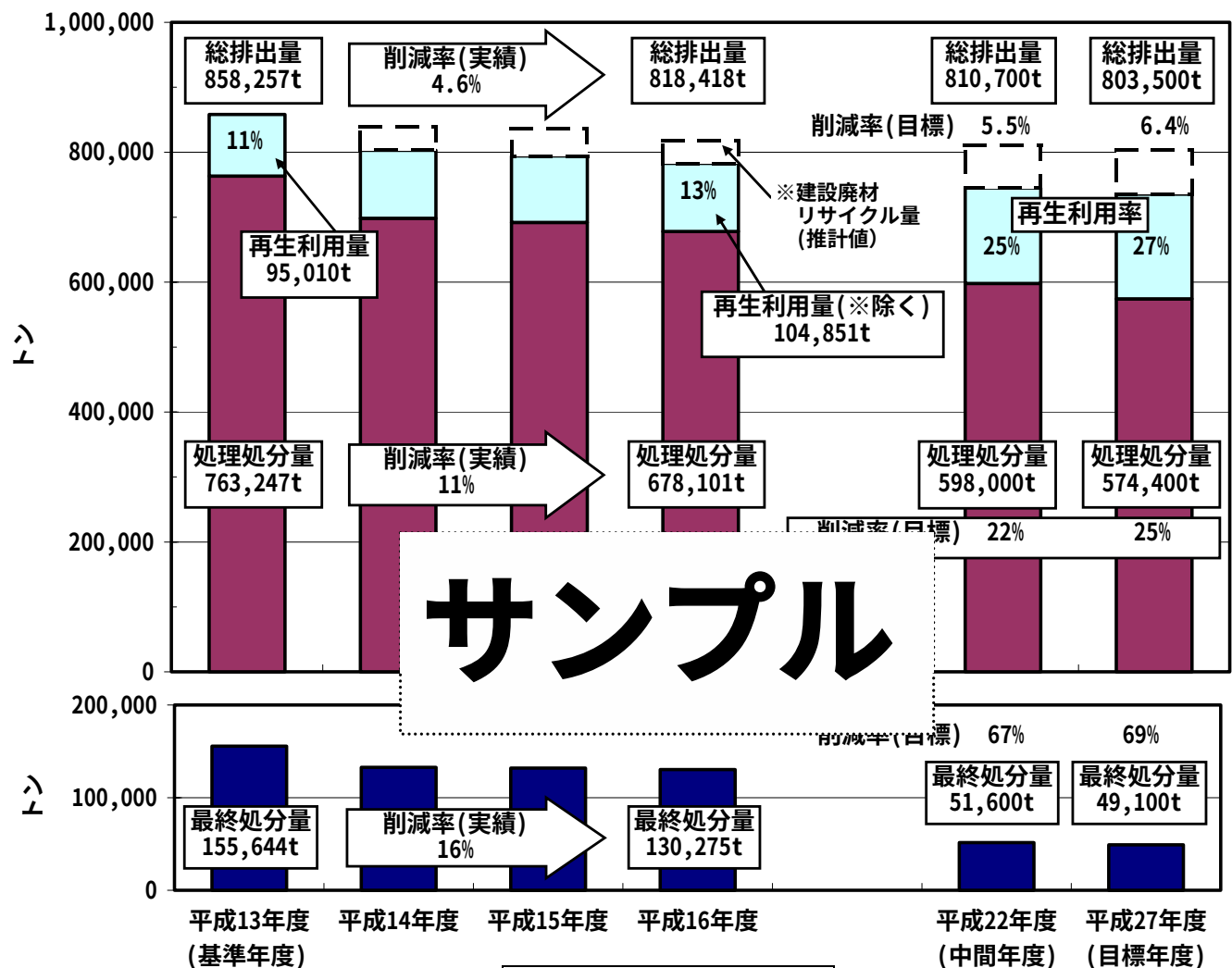
ごみの発生から処理の状況

数値目標

	(最新実績) 平成 17 年度	(中間年度) 平成 22 年度	(目標年度) 平成 27 年度
①ごみの総排出量削減率	5.9%削減	5.5%削減	6.4%削減
②再生利用率（基準年度:11%）	13.8%	25%	27%
③処理処分削減率	13%削減	22%削減	25%削減
④最終処分量削減率	21.1%削減	67%削減	69%削減

※目標の基準年度は平成 13 年度です。

【数値目標に関連するごみ量の推移】



資料：平成 17 年度環境局事業概要より作成 ⇒17 年度データに更新予定

用語

総排出量＝処理処分量＋再生利用量＋建設廃材リサイクル量推計値（※），処理処分量＝焼却量＋直接埋立量

再生利用量＝市による再生利用量＋集団回収など市民・事業者による再生利用量（市が関与した把握量）

再生利用率＝再生利用量÷（再生利用量＋処理処分量），最終処分量＝処理後埋立量＋直接埋立量

※建設廃材リサイクル量＝基準年度に市の施設で受け入れていた建設系産業廃棄物について，建設リサイクル法施行に伴って受入停止したことにより，産廃リサイクル施設に誘導されたと推定される量の推計値。（基準年度においては，市の受け入れた持込ごみに含まれる量であるため，計画では「総排出量」に含めることとした。）

◇ ごみ量の変化の要因⇒17年度データを踏まえた内容に更新予定

①ごみの総排出量

平成16年度は、平成13年度（基準年度）に比べて、総排出量は4.6%（約4万t）削減されました。家庭系の総排出量は3.1%、事業系の総排出量は5.7%減少しています。

総排出量の削減量の内訳をみると、事業所などから市の施設に直接持ち込まれるごみの削減量の占める割合が、建設リサイクル施設に持ち込まれるようになったごみの量を差し引いても、43%と大きな要因となっています。また、家庭系の総排出量の削減量も27%、業者収集ごみ（主に事業所から許可業者によって集められるごみ）などの削減量も30%の寄与があり、いずれも総排出量の削減に大きく貢献しています。

②再生利用率

平成16年度は平成13年度に比べて再生利用率は2.3%上昇しました。これは、この間に、市による再生利用量が52%（8,974t）も大幅に増加するなど、再生利用量が全体で10.4%（9,841t）増加したことと、処理処分量が11.2%（85,146t）減少したことの両方の効果です。再生利用率の増加に及ぼす両者の効果は、ほぼ同程度となっています。

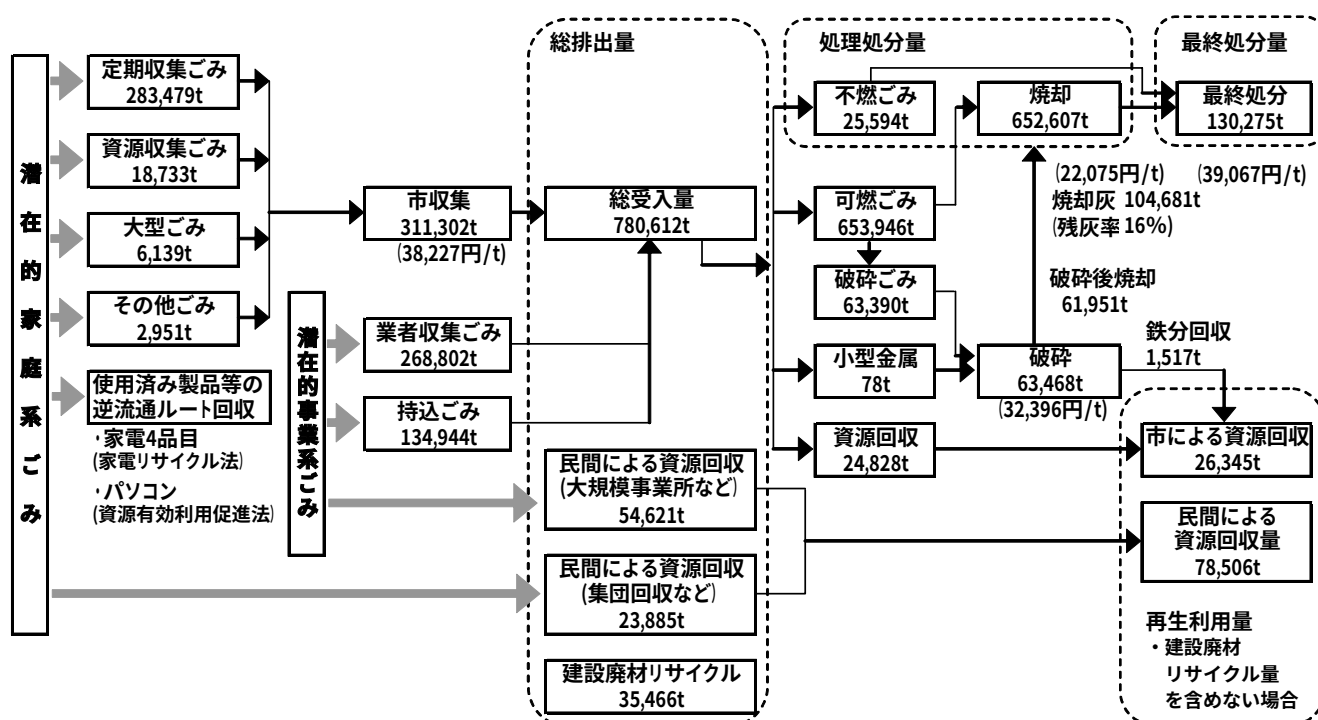
③処理処分量

処理処分量の削減量の内訳は、市の施設に直接持ち込まれるごみの量の削減が約6割、市や許可業者が家庭や事業所から収集して焼却されるごみの量の削減が約4割の割合となっています。

④最終処分量

平成16年度は平成13年度に比べて最終処分量は11.2%（13,275t）削減されました。削減量の内訳をみると、埋立地に埋め立てられるごみの量が約1/3の割合で減少したことに伴って、焼却されるごみの焼却量が減少したことに伴って、最終処分量が減少しました。

《参考：京都市におけるごみ処理フロー（平成16年度、処理原価は平成15年度）》



資料：平成17年度環境局事業概要より作成 ⇒17年度データに更新予定

3.3

「明るい循環型都市・京都」の実現に向けた取組の状況

(1) 環境に配慮した生活様式・事業活動に関する目標

数値目標

指 標	単 位	13 年度	17 年度	22 年度
ア 環境学習機会の拡大	(ごみ減量に関する学習講座等への参加者数)	1,500 人 (14 年度)		20,000 人
イ 環境家計簿の普及拡大	(通算利用世帯数)	1,619 世帯		6,000 世帯
ウ KES 認証取得事業所の拡大	(市内の所得事業所数)	45 事業所		850 事業所
エ フリーマーケット・リサイクルショップの利用拡大	(利用世帯数)	3 万世帯	18 年度	11 万世帯
オ リース・レンタル商品や修理システムの利用拡大	(レンタル利用世帯数)	3 万世帯		7 万世帯
	(修理システム利用世帯数)	15 万世帯		21 万世帯
	(購入基準を設定している事業所数の割合)	5 %		17 %
キ 循環型社会ビジネスの規模の拡大	(市場規模)	1,700 億円 (2014 年度)		

目標値は平成 27 年度について設定された。

年度の目標値を示しました。

以降の頁で、数値の根拠となっているアンケート結果の概要等をコラム的に紹介する。

(2) ごみ減量化への取組に関する目標

数値目標

指 標	単 位	13 年度	18 年度	22 年度
ア 手付かず食品の排出削減	(市収集への排出量削減率)	17 千トン		13 年度から 12%削減
	(事業所の排出量削減率)	13 千トン		13 年度から 48%削減
イ 食べ残し・調理くずの 排出削減	(市収集への排出量削減率)	97 千トン		13 年度から 11%削減
	(事業所の排出量削減率)	56 千トン		13 年度から 50%削減
ウ スーパーの手提げ袋の排出削減	(市収集への排出量削減率)	5 千トン		13 年度から 10%削減
エ トレイの排出削減	(市収集への排出量削減率)	1.2 千トン		13 年度から 25%削減
オ リターナブル容器の普及	(商品選択率)	1 5 %	%	2 1 %
カ 缶・びん・ペットボトル 分別の徹底			7 0 %以上に向上	
キ 事業所での紙類の排出削減				3 7 %
ク 事業所での紙類の再資源化 促進	(事業系古紙の分別協力率)	3 5 %		4 1 %
ケ 集団回収の促進	(家庭系古紙の分別協力率)	3 5 %		4 1 %
コ 拠点回収の促進	(参加率)	3 5 %		4 1 %
サ 廃食用油の回収促進	(回収拠点数)	693 拠点		1,500 拠点
シ 事業所でのごみ分別の徹底	(分別排出実施率)	5 0 %		6 0 %

目標値は平成 27 年度について設定されていますが、ここでは比較のため中間年度の平成 22 年度の目標値を示しました。

以下の頁に、主な算定根拠となっている細組成調査についてのコラムを作成

(3) 適正処理等に関する目標

数値目標

指 標	単 位	13 年度	18 年度	22 年度
ア 地球温暖化防止	(温室効果ガス削減率)	20.6 万 t-CO ₂ /年		13 年度から 21%削減
イ ごみ処理時に発生する ダイオキシン類の抑制	(削減率)	14.8 g-TEQ/年		13 年度から 95%削減
ウ ごみ中に含まれる重金 属類の排出抑制等	(Hg(水銀)削減率)	0.04 t/年		13 年度から 40%削減
	(Cd(カドミウム)削減率)	0.02 t/年		13 年度から 45%削減
	(Pb(鉛)削減率)	1.30 t/年		13 年度から 90%削減
	(Zn(亜鉛)削減率)	1.10 t/年		13 年度から 55%削減
エ まちの美化の推進				ほとんどの人が「満足」と回答

目標値は平成 27 年度について設定され

年度の目標値を示しました。

増減理由の説明を記述する。

4 具体的施策の実施状況

4.1

上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進 ※一部を抜粋して掲載

4.1.2

家庭系ごみの減量化

(2) 家庭系ごみ減量を促す行政の取組

◇ 施策の実施状況と今後の方向性

1 グリーンページの作成 重点施策	
進捗状況	☒ 実施 (◎) ☐ 一部実施 (○) ☐ 検討中・準備中 (△)
これまでの実施内容	- 平成 17 年度：試作版作成 - 平成 18 年度：4-5 月：愛称・アイデア募集，審議会への提案 8 月：「京のごみ減量事典」として完成 9 月：全戸配布 9 月～：区役所・支所，出張所窓口を設置・配布
今後の実施見通し，方向性	- 平成 19 年度以 - 次回，全面改定 - るよう検討する 新版（仮称）を作成・ 民の意見を十分反映す
関連数値 目標の状況	
計画上の スケジュール	16 年度 27 年度 → → → 試作 普及版作成・配布 インターネット掲載・定期的更新・機関誌発行
3 リサイクルを促進するための行動の支援	
進捗状況	☒ 実施 (◎) ☐ 一部実施 (○) ☐ 検討中・準備中 (△)
これまでの実施内容	- マンション，アパートなどの管理人を通じたごみ分別情報の提供 - 有料指定袋制実施前に，管理者を通じた普及啓発を実施 - 市内転入者に対する分別情報の提供 - 区役所・支所，出張所の転入者窓口での「京のごみ減量事典」の配布開始（18 年 9 月～） ・ ・
今後の実施見通し，方向性	- マンション管理者への「京のごみ減量事典」の提供方法の検討 など ・ ・
関連数値 目標の状況	缶・びん・ペットボトルの分別協力率：60%→○○%

◇ 問い合わせ先

京都市環境局循環企画課 Tel 075-222-4091

4.3

環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化

※一部を抜粋して掲載

4.3.2

廃棄物管理システムの構築

◇ 施策の実施状況と今後の方向性

1	廃棄物管理システムの整備計画の推進	重点施策
2	LCA を活用した廃棄物管理システムの選択	重点施策
3	地域における環境学習の場としての施設整備の推進	重点施策
4	施設整備に際しての PFI 等の民間活力導入についての検討	

◆ [再資源化施設] 北部クリーンセンター整備に伴う再資源化施設の併設

進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	建設工事			稼動（平成 18 年度～）	
コメント…					

LCA を活用したシステム選択

環境学習の場としての施設整備

PFI 等の民間活力導入

◆ [再資源化施設] その他

サンプル

施設

進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	調整・検討	建設工事		稼動	

LCA を活用したシステム選択

環境学習の場としての施設整備

PFI 等の民間活力導入

◆ [クリーンセンター] 西部クリーンセンター					
進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	→ ▽ 廃止・建替等の検討（平成16年度）				
LCA を活用したシステム選択		環境学習の場としての施設整備		PFI 等の民間活力導入	
◆ [クリーンセンター] 南部クリーンセンター第一工場					
進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	→ ▽ 大規模改修工事 稼動				
LCA を活用したシステム選択		環境学習の場としての施設整備		PFI 等の民間活力導入	
◆ [クリーンセンター] 南部クリーンセンター第二工場					
進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	→ ▽ 廃止 平成16年度完成予定の工事を実施していきます。 サンプル 手しています。また、新施設 る現破砕施設の再延命改修工 要はなく、継続して実施して				
LCA を活用したシステム選択		環境学習の場としての施設整備		PFI 等の民間活力導入	
◆ [クリーンセンター] 北部クリーンセンター					
進捗状況	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	27 年度
	→ ▽ 建設工事 稼動（平成18年度～） 平成18年度中の完了を目指して行ってきた整備は、〇月に完了し、平成〇年〇月より本格稼動する見込みです。				
LCA を活用したシステム選択		環境学習の場としての施設整備		PFI 等の民間活力導入	

めぐるくんの店制度（ごみ減量・リサイクル推進店推奨制度）の拡充に向けた見直しについて（案）

1 経 過

平成 7 年 5 月に京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け制度を開始した。ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店を「めぐるくんの店」として市が認定し、市民しんぶんや京のごみ減量事典に掲載するなど、これまで市民に広く推奨してきた。認定は 2 年更新で、平成 18 年度末をもって認定期間が終了する。

2 制度拡充に向けた変更の目的

現行の制度における認定条件は、店の「発生抑制」・「リサイクル」・「意識啓発」の取組としており、「リユース」の取組項目が単独ではなかった。このため、市民のリユースの活動に必要となるリースショップ・リサイクルショップがめぐるくんの店制度に参加しにくい状況にあった。

平成 19 年度の更新に向けて、リースショップ・リサイクルショップの参加を促し、市民に「リユース」機会の情報提供を積極的に行うため、認定要綱に「リユース」の項目を新設したい。

また、これまで大規模小売店舗とその他の店舗で認定条件が異なっていたが、市民が 3 R 活動を行うときに必要な情報を幅広く紹介するために、認定条件を統一する。（制度改正案については 22，23 ページ参照）

3 実態調査について

認定要綱の改正にあたって、現状の問題点等を明らかにするため、現行のめぐるくんの店（142 件、12 月現在）にアンケート調査を行う。

4 スケジュール（予定）

19 年 1 月	2 月	3 月	4 月
・めぐるくんの店実態調査（アンケート送付）	・アンケートまとめ ・要綱改正	・認定店募集広報	・認定書交付（順次）

めぐるくんの店要綱改正対照表（案）

現行	改正案
第2条 推進店は、次条の認定基準に基づき、次の各号に掲げる事項を実施している本市の区域内の商店とする。 （１）包装の簡素化に努めていること。 （２）買い物用袋の削減に努めていること。 （３）詰め替え商品、再使用可能な容器、再生品を積極的に販売していること。 （４）量り売りや裸売り販売を推進していること。 （５）資源物を店頭で回収・リサイクルしていること。 （６）買換え時に不用となる商品を回収・リサイクルしたり、消費者に分かるように専用の窓口を設けて販売品の修理サービスを積極的に行っていること。 （７）再生紙を積極的に使用していること。 （８）店舗から出る梱包材などの分別・リサイクルを推進していること。 （９）消費者に対するごみ減量やリサイクルの呼び掛けを行っていること。 （１０）ごみ減量やリサイクルを推進していく体制を整備していること。 （１１）その他各店舗の創意工夫によりごみ減量やリサイクルを推進していること。	第2条 推進店は、次条の認定基準に基づき、次の各号に掲げる事項を適法に実施している本市の区域内の商店とする。 （１）包装の簡素化に努めていること。 （２）買い物用袋の削減に努めていること。 （３）詰め替え商品、再使用可能な容器、再生品を積極的に販売していること。 （４）量り売りや裸売り販売を推進していること。 （５）修理サービスを積極的に行っていること。（新設） （６）中古品買取り・販売を行っていること。（新設） （７）レンタル・リースサービスを行っていること。（新設） （８）資源物を店頭で回収し、リサイクルしていること。 （９）買換え時に不用となる商品を回収・リサイクルしたり、消費者に分かるように専用の窓口を設けて販売品の修理サービスを積極的に行っていること。 （５と８の項目と内容が重なるため削除） （９）再生紙を積極的に使用していること。 （１０）店舗から出る梱包材などの分別・リサイクルを推進していること。 （１１）消費者に対するごみ減量やリサイクルの呼び掛けを行っていること。 （１２）ごみ減量やリサイクルを推進していく体制を整備していること。 （１３）その他各店舗の創意工夫によりごみ減量やリサイクルを推進していること。

現行	改正案
(認定基準) 第3条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」に該当する商店及びこれに準じる商店に係る推進店の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 前条各号に掲げる事項のうち5以上の事項を実施していること。 (2) 前条第1号から第4号までの事項、第5号から第8号までの事項及び第9号から第11号までの事項のうち、それぞれ1以上の事項を実施していること。 2 前項の商店以外の商店に係る推進店の認定基準は、前条各号に掲げる事項のうち1以上の事項を実施していることとする。	(認定基準) 第3条 認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 前条各号に掲げる事項のうち3以上の事項を実施し、かつ、前条第1号から第8号までの事項のうち2つ以上の事項を実施していること。

有料指定袋制の実施状況について

1 有料指定袋制実施に当たっての普及・啓発実施状況について

(1) 市民への説明会

学区・町内会等を通じてそれぞれの地域の実情にあった効果的な説明会を、2,300回以上実施するとともに、大学やマンション管理会社等の協力を得て、学生や単身者などへも漏れなく周知を行った。

(2) 全庁体制による市民啓発等

各局・区の職員延べ4,000人以上が、有料指定袋制実施前の9月11日から10月1日までに、市内各地のごみ集積場所等の周辺で啓発ビラの配布・対話を行うとともに、実施後の10月2日から同月6日までにかけて、市内各地のごみ集積場所で指定袋によるごみの適正排出の啓発を行った。

2 ごみ量の状況について

有料指定袋制実施後の本年10月、11月のごみ量（速報値）及び前年同期との比較は次のとおり。

（単位：t）

		18 年 10 月ごみ量	18 年 11 月ごみ量	17 年度ごみ量
		前年同期比%※1	前年同期比%※1	対 16 年度比%
家 庭 系	家庭ごみ	19,248	19,086	278,665
		△21.4%	△14.8%	△1.7%
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	953	1,235	17,981
		△29.9%	△15.6%	+1.1%
事 業 系	許可業者収集ごみ	21,230	21,363	251,867
		+0.4%	+1.0%	△1.7%
	持込ごみ	10,048	9,502	119,130
		△3.4%	△0.9%	△3.9%
合 計		51,479	51,186	667,643
		△10.3%	△6.3%	△2.0%
		(△5,919)	(△3,433)	(△13,794)

※1：前年同期比%について：前年同期と曜日を合わせて比較している。

したがって、前年同期＝10月分、11月分とはならない。

ま と め

- 家庭ごみ、資源ごみともに大きく減少している一方、業者収集、持込といった事業系ごみは、前年度までの傾向と比較すると微増の状況ではあるが、総量でみた場合でも大きく減少しているといえる。
- ごみ総量の変化を把握するためには、上記のほか、民間古紙回収の状況、事業系の民間ベースのリサイクル量等についても調査する必要がある。

3 指定袋での排出状況

指定袋で適正に排出された割合は次のとおり。

		適正排出率
10月	家庭ごみ	99.2%
	缶・びん・ペットボトル	94.2%
11月	家庭ごみ	99.7%
	缶・びん・ペットボトル	98.0%

4 有料指定袋財源活用事業の実施状況

(1) 「京のごみ減量事典」の作成・配布

内容	「ごみの出し方」, 「ごみの減らし方」, 「ごみ分別辞典」といった日常生活に頻繁に使用する項目から, 「ごみの基礎知識」, 「環境学習情報」, 「地球温暖化対策」といった環境問題全般にわたる項目までを盛り込むことにより, ごみ減量だけでなく環境問題について広く学べる内容になっている。
配布状況	○有料指定袋制の実施に合わせて, 平成18年9月から順に, 事前無料配布指定ごみ袋, A3サイズポスターとともに市内全世帯に配布を行った。 ○転入者用に各区役所・支所, 各まち美化事務所等で常時配布を行っている。 ○市内在住の外国人用に英語・中国語・ハングル版を作成し, 各区役所・支所, 国際交流会館等で常時配布を行っている。 ○視覚障害者用に点字・音声テープ版を作成し, 対象者に個別配布するとともに, 各区役所・支所の福祉事務所, 図書館等でも閲覧できるようにしている。

(2) コミュニティ回収登録団体への支援制度の創設

○制度概要

地域での資源集団回収活動を側面から支援するために, 定額制の補助金を支給する。

品目	補助金額(年/団体)
古紙類	1万円
古紙類の以外の他の品目も回収する場合	5千円を追加
古紙類を回収しない場合でも2品目回収する場合	1万円
古紙類を回収しない場合でも3品目以上回収する場合	1万5千円

※古紙以外の対象品目: アルミ缶, スチール缶, びん(ワンウェイびん), 古着, 古布, 廃食用油

○登録状況

535団体 { ※平成18年度の募集は8月末をもって終了している。
 なお, 平成19年度については7, 8月頃の募集を予定している。 }

(3) 電動式生ごみ処理機・生ごみコンポスト購入助成制度

○制度概要

種類	申込期間	募集台数	助成額
電動生ごみ処理機	第 1 期 平成 18 年 8 月 1 日～9 月 30 日	8,000	購入額の 2 分の 1 (上限 3 万 5 千円)
生ごみコンポスト	第 2 期 平成 18 年 11 月 1 日～12 月 31 日	500	購入額の 2 分の 1 (上限 4 千円)

※京都市内在住で京都市内の販売店で機器を購入する場合に限る。

○応募状況

種類	応募人数 (11 月 30 日現在)
電動式生ごみ処理機	8,835
生ごみコンポスト	606

(4) 蛍光管の拠点回収制度の創設

開始時期	平成 18 年 10 月
対象品目	家庭から排出される環型・直管型・電球型の蛍光管 ※対象外・・・白熱灯, 事業所で使用された蛍光管, 割れた蛍光管
回収拠点	○蛍光管回収協力店 (電器店)・・・市内 177 箇所 (12 月 14 日現在) ○上京・左京・山科・南・下京の各まち美化事務所
回収実績 (t)	10 月 1,335 kg 11 月 1,526 kg

(5) 防鳥用ネット無料貸与制度の創設

ネットの種類	大 (3m×4m) , 小 (2m×3m)
貸与条件	○複数世帯 (概ね 5 世帯以上) が利用するごみ収集場所 であること ○ごみ収集場所ごとに使用責任者を選出すること等
貸与実績 (11 月 30 日現在)	大 1,149 件 小 1,370 件

(6) まちの美化実践活動助成制度の充実

概 要	一斉清掃, 町内清掃, 地域ぐるみの門掃き活動等の公共的な場所での自主的な清掃活動を支援する。
給付・貸与物品	○給付物品 ・ボランティア袋・・・普通ごみ用（３０リットル, １０リットル）資源ごみ用（３０リットル）公園・緑地ごみ用（４５リットル）落ち葉等清掃用（４５リットル） ・軍手 ○貸与物品 ・火ばさみ, ほうき, ちりとり

○実 績

		申請件数	ボランティア袋配布枚数
１０月	門掃き等	９７２	３０，８７０
	一斉清掃	２０１	１６，２２２
１１月	門掃き等	７９７	２８，５９１
	一斉清掃	１４９	１５，５７５

※建設局での申請件数・ボランティア袋配布枚数については計上していない。

(7) 不適正排出，不法投棄対策

取 組	内 容
各まち美化事務所に ごみ啓発班の創設	○不適正排出ごみへのパトロール, 調査・指導 ○市民啓発（有料指定袋制の普及, ごみの排出指導等） ○防鳥用ネット等の定点管理支援, 住民相談等
不法投棄ごみ対策の 強化	○不法投棄への監視強化のため夜間パトロールを実施 ○まち美化住民協定締結団体の拡大を図り, 地域コミュニティと連携した不法投棄の監視・予防体制の構築 ○郵便局や運送業者からの不法投棄の情報提供や啓発についての協力体制の整備

(8) 有料指定袋制実施に伴う福祉対策

対象者	配布枚数	配布方法
家族介護用品給付事業の対象者（高齢者） 重度障害者日常生活用具給付事業の紙おむつ利用者（障害者）	年間60枚（※1） （30リットル）	年1回対象者への配送
平成18年4月1日以降に出生した新生児を養育する保護者	40枚（1回限り） （30リットル）	児童館での引換

（※1）平成18年度は半分の30枚

<参考>

○家族介護用品給付事業について

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族に、介護保険の給付対象外となるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する事業

○重度障害者日常生活用具給付事業

重度の障害者の日常生活の不便を解消し、自立して生活することを目的として、紙おむつ等の日常生活用具を給付する事業

5 許可業者収集マンションへの対応状況

- 8月に許可業者収集マンションへの缶・びん・ペットボトルの分別排出を促すビラを配布。
- 許可業者からもマンション管理者への同様の協力要請を行っている。
- 許可業者の協力の下、缶・びん・ペットボトル分別実施状況調査を実施（有料指定袋制導入前後の2回実施。結果は下表のとおり。）。

表 分別実施世帯数比率の推移

平成18年6月1日時点	平成18年10月末現在
37%	78%

※分別実施マンションでは、許可業者による分別収集、市の資源ごみ定点への排出のいずれかの方法で分別が行われている。

※許可業者マンションの総数は世帯数換算で約80,000世帯

⇒約32,000世帯が新たに分別を実施

広報資料

平成18年12月13日

環境局

循環型社会推進部循環企画課

電話 222-4091

マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定への 参加者募集について

～事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市による連携した取組！～

スーパーマーケット等のレジ袋は大量に利用される一方、使用後は廃棄物としての処理が大きな課題となっています。

京都市では、レジ袋の削減を目指して、買い物の際のマイバッグ等の持参を促進するため、全国初の取組として、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定をスーパーマーケット等の事業者、市民団体及び京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、その普及・拡大を支援することとしています。

ついては、上記協定に参加していただける事業者、市民団体を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

1 協定の目的及び概要

地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動として、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市が連携し、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に取り組むことを目的とします。

事業者は、レジ袋削減目標を設定して取り組むこととし、市民団体は市民への呼びかけを、また、京都市レジ袋有料化推進懇談会は事業者の取組の評価をそれぞれ担当し、本市は効果的なPR活動を行います。

2 応募条件

(1) 事業者（スーパー等の小売業者）

京都市内に店舗があり、次の①～③のすべてを協定で規定し、実施することが条件となります。

① 取組内容

次の（ア）～（カ）のうち3つ以上の取組を実施する。

（ア）レジ袋を有料化すること

（イ）有料のレジ袋の収益金を環境活動等に使用すること

（ウ）レジ袋を使用しない市民に対し物品等を提供すること（ポイント制など）

（エ）繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）等を提供すること

（オ）レジ袋の使用に関する意思を市民に確認すること等により、レジ袋の使用の抑制を促進すること

（カ）その他（レジ袋削減に有効と京都市レジ袋有料化推進懇談会が認めた手法）

② 数値目標の設定

平成22年度までの任意の目標年度を設定し、「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～」に掲げるレジ袋排出削減目標20%（平成13年度比）、または、マイバッグ持参率50%を上回る目標を掲げること（ただし、目標年度が協定の有効年度となります。）

③ 報告、公表の実施

各年度の取組内容及び数値目標の達成状況について、京都市レジ袋有料化推進懇談会に報告、公表をすること

(2) 市民団体

次の①の要件をすべて満たすとともに、②の取組を協定で規定し、実施することが条件となります。

① 市民団体

- (ア) 京都市内に活動拠点があり、京都市内を主な活動範囲としていること
- (イ) 規則や会則があり、運営が自主的、民主的に行われていること
- (ウ) 京都市レジ袋有料化推進懇談会の趣旨を十分理解していること

② 取組内容

- (ア) マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけること
- (イ) レジ袋削減に取り組む事業者を積極的に支援すること

3 募集方法及び期間

(1) 応募方法

別添の応募用紙（※）を郵送又はFAXにて提出してください。

なお、応募用紙は、市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所のまちづくり推進課等で12月14日（木）から配布します。

京都市環境局循環企画課ホームページ (<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/>)からも応募できます。

※市内に複数の店舗を持ち、各店舗での削減目標等が異なる事業者が協定に参加される場合は、店舗ごとに応募用紙を提出してください。

(2) 応募期間

① 平成18年度の協定（平成19年1月上旬）に参加する場合

平成18年12月14日（木）～平成18年12月28日（木）まで

（郵送の場合は締切日当日消印のもの、FAX及びメールの場合は締切日当日の日付で送信されたものを有効とします。）

② 平成19年度以降の協定に参加する場合は、平成19年2月頃にお知らせします。

4 協定締結について

提出された応募用紙に基づき協定を作成したうえで、応募者ごとに4者（事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市）と協定を締結します。

マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定への参加者募集について

平成18年12月 京都市環境局循環型社会推進部循環企画課

事業者（スーパー等の小売業者）、市民団体を募集します！

レジ袋の安易な配布・使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するために、京都市ではマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定を事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、普及・拡大に関する支援を行います。

このたび、この協定に参加していただける事業者、市民団体を募集させていただくことになりました。（※詳しくは平成18年度協定募集要項を御覧ください。）



レジ袋からマイバッグへ

なお、協定締結後は、以下のことについて事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市が連携し取り組んでいきます。

- 事業者は、協定でレジ袋の削減目標等を設定したうえで、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に積極的に取り組みます。
また、実施状況について定期的に報告・公表を行います。
- 市民団体は、レジ袋の削減を市民に呼びかけるとともに、協定に参加する事業者を積極的に支援します。
- 京都市レジ袋有料化推進懇談会は、事業者、市民団体を支援するとともに、事業者の取組についての効果を調査し、評価・公表を行います。
- 京都市は、協定に参加する事業者・市民団体の取組の普及・拡大について効果的なPR活動を行います。

○平成18年度の協定（平成19年1月上旬）に参加する場合

募集期間：平成18年12月14日（木）～12月28日（木）

（郵送の場合は締切日当日消印のもの、FAX及びメールの場合は締切日当日の日付で送信されたものを有効とします。）

○平成19年度以降の協定に参加する場合については、平成19年2月頃にお知らせします。

お問合せ・応募先：

〒604-8571（住所不要）

京都市環境局循環型社会推進部循環企画課（担当：森井）

【電話】075-222-4091 【FAX】075-213-0453

【ホームページ】<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/>

<平成18年度 協定募集要項>

1 目的

地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動として、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市が連携し、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に取り組むことを目的とする協定を締結します。

2 募集対象

事業者（スーパー等の小売業者）、市民団体を募集します。

3 応募条件

(1) 事業者（スーパー等の小売業者）

京都市内に店舗があり、次の①～③のすべてを協定で規定し、実施することが条件となります。

①取組内容

次の（ア）～（カ）のうち3つ以上の取組を実施することとします。

（ア）レジ袋を有料化すること

（イ）有料のレジ袋の収益金を環境活動等に使用すること

（ウ）レジ袋を使用しない市民に対し物品等を提供すること（ポイント制など）

（エ）繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）等を提供すること

（オ）レジ袋の使用に関する意思を市民に確認すること等により、レジ袋の使用の抑制を促進すること

（カ）その他（レジ袋削減に有効と京都市レジ袋有料化推進懇談会が認めた手法）

②数値目標の設定

平成22年度までの任意の目標年度を設定し、「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～」に掲げるレジ袋排出削減目標20%（平成13年度比）、または、マイバッグ持参率50%を上回る目標（%）を掲げること（ただし、目標年度が協定の有効年度となります。）

③報告、公表の実施

各年度の取組内容及び数値目標の達成状況について、京都市レジ袋有料化推進懇談会に報告、公表をすること

(2) 市民団体

次の①の要件をすべて満たすとともに、②の取組を協定で規定し、実施することが条件となります。

①市民団体

（ア）京都市内に活動拠点があり、京都市内を主な活動範囲としていること

（イ）規則や会則があり、運営が自主的、民主的に行われていること

（ウ）京都市レジ袋有料化推進懇談会の趣旨を十分理解していること

②取組内容

（ア）マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけること

（イ）レジ袋削減に取り組む事業者を積極的に支援すること

4 応募方法

応募用紙(※)を郵送，FAX，ホームページ(<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/>)

のメールフォームのいずれかでお送りください。

(※) 市内に複数の店舗を持ち、各店舗での削減目標等が異なる事業者が協定に参加される場合は、店舗ごとに応募用紙を提出してください。

5 応募期間

(1) 平成18年度の協定(平成19年1月上旬)に参加する場合

平成18年12月14日(木)から平成18年12月28日(木)までに、応募用紙を提出してください。(郵送の場合は締切日当日消印のもの、FAX及びメールの場合は締切日当日の日付で送信されたものを有効とします。)

(2) 平成19年度以降の協定に参加する場合については、平成19年2月頃にお知らせします。

6 協定締結について

提出された応募用紙に基づき協定を作成したうえで、応募者ごとに4者(事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市)と協定を締結します。

7 応募先・問合せ先

〒604-8571 (住所不要)

京都市環境局循環型社会推進部循環企画課

(電話) 075-222-4091

(FAX) 075-213-0453

(ホームページ) <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/>

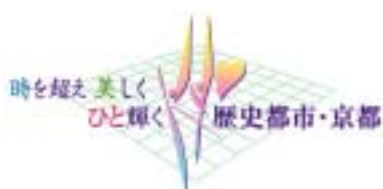
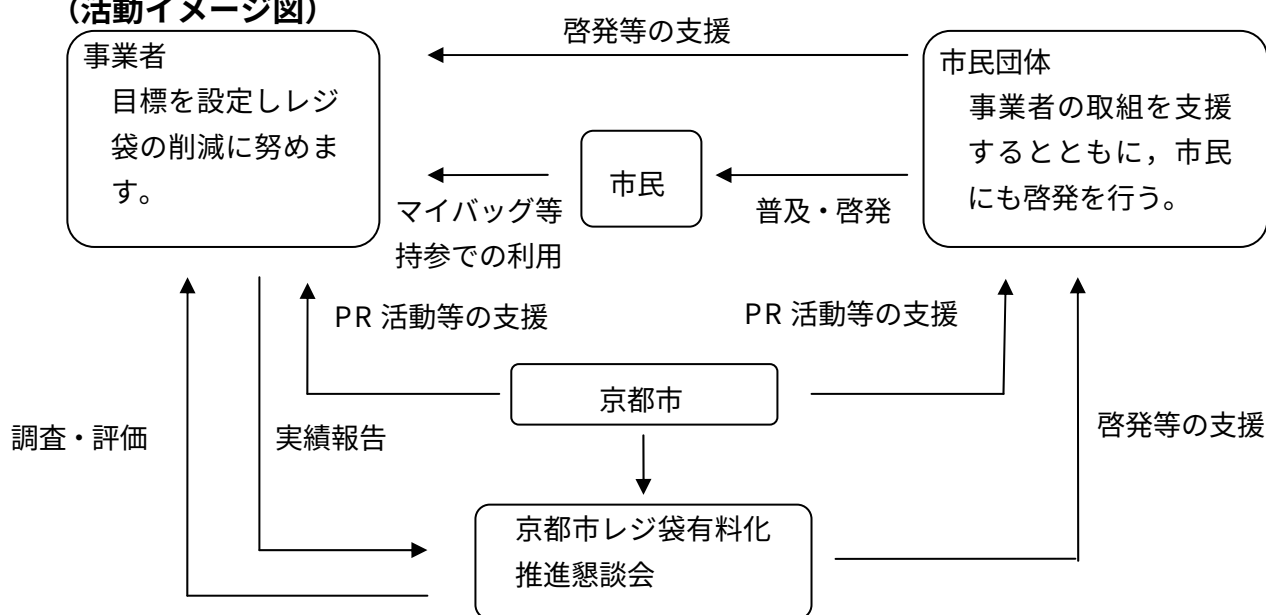
(参考)

京都市レジ袋有料化推進懇談会について

同志社大学経済学部郡嶋教授を中心として、平成18年度にスーパー関係者、京都商工会議所等の事業者、市民団体及び京都市によって結成された組織。

京都市域でレジ袋の排出抑制を図るために取り組んでいる。

(活動イメージ図)



平成18年12月
発行：京都市環境局循環型社会推進部循環企画課
京都市印刷物第 184413 号
※再生パルプ使用率100%紙を使用

(事業者用)**マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定への参加応募用紙****(提出締切：平成18年12月28日(木))**

ふりがな	
事業者名 代表者役職・氏名	
店舗名・所在地	(〒 —) 京都市
担当者名・連絡先	TEL：() — FAX：() — E-mail：
マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に向けて以下の取組を実施します。	
()	(ア) レジ袋を有料化すること () (イ) 有料のレジ袋の収益金を環境活動等に使用すること () (ウ) レジ袋を使用しない市民に対し物品等を提供すること () (エ) 繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)等を提供すること () (オ) レジ袋の使用に関する意思を市民に確認すること等によりレジ袋の使用の抑制を促進すること () (カ) その他(レジ袋削減に有効と認められる手法) ()
()	平成22年度までの任意の年度において、下記のとおりレジ袋の排出削減、または、マイバッグ持参率の目標を設定します。 ・排出削減目標 平成__年度__kg %削減 ((実績数値)平成13年度__kg) ・マイバッグ持参率目標 平成__年度__% ()
報告・公表の実施	各年度の取組み内容及び数値目標の達成状況についての報告・公表を行います。

【個人情報の取扱いについて】

この応募用紙により審議会事務局が収集した個人情報は、御本人の確認及び通知文などの送付等、審議会運営に必要な範囲において使用します。

(市民団体用)**マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定への参加応募用紙****(提出締切：平成18年12月28日(木))**

ふりがな	
団体名 代表者役職・氏名	
担当者名・連絡先	TEL：() — FAX：() — E-mail：
所在地	(〒 —) 京都市 区
設立目的	(設立 平成 年)
会員数	人
主な活動地域	市内全域 その他 ()
主な活動内容	
マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に向けて以下の取組を実施します。	
	(ア) マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけること
	(イ) レジ袋削減に取り組む事業者を積極的に支援すること
	(その他)

【個人情報の取扱いについて】

この応募用紙により審議会事務局が収集した個人情報は、御本人の確認及び通知文などの送付等、審議会運営に必要な範囲において使用します。

許可業者搬入手数料改定等に伴う三者協での取組状況について

1 具体的な普及啓発の取組経過

平成18年	5月	市民しんぶん5月号に折込形式により周知 廃棄物指導課ホームページに掲載
	7月	京都商工会議所，京都商店連盟，京都商店街振興組合連合会 の機関紙に掲載
	8月	許可業者の契約先の全事業所（約23,000件）に啓発パ ンフレット・手数料改定周知ビラを送付
	9月	広報誌（京都市環境情報）に掲載 京のごみ減量事典に掲載
	11月	京都商工会議所の機関紙に掲載

2 現在の取組状況

(1) 事業者への戸別訪問

ア 概要

実施主体	京都市	京都環境事業協同組合 (京都市から受託)
開始時期	11月1日	11月14日
人員	2人1組 2班体制	4人1組 4班体制
今年度の活動行政区	山科区	中京区・下京区
対象事業所数	4,857	20,306
全事業所に占める割合	6.1%	25.3%
実施済み件数 (12月9日現在)	701件	3,161件

イ 訪問時の状況

- ① 概ねごみの減量や分別の徹底の必要性については，理解が得られるケースが多い。
- ② 手数料の改定については，総論的には理解が得られるものの，特に個人事業所の店主等からは懸念の声も聞く。
- ③ 訪問時に家庭ごみとして出していることが判明した場合には，適正処理指導（依頼）を行っているが，困難なケースもある。
- ④ 住居兼用店舗から出される極めて少量の事業系ごみの適正処理指導には困難も多い。

【参考】京都市内の事業所数（H16.6.1 現在 京都府統計調査より）

行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区
事業所数	6,002	6,726	7,804	11,972	6,314	4,857
比率	7.5%	8.4%	9.7%	14.9%	7.9%	6.1%
行政区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	合計
事業所数	8,334	5,782	8,172	4,542	9,722	80,227
比率	10.4%	7.2%	10.2%	5.7%	12.1%	100.0%

（２）事業者団体への説明会

ア 目的

許可業者手数料の段階的な引上げに伴う市民・事業者への周知及び家庭ごみの有料化に伴う付帯決議として挙げられている「事業系ごみの分別収集の徹底」に係る具体的な取組みのひとつとして、市内の事業者団体に対して、許可業者手数料の改定や事業系ごみの減量・分別の徹底の必要性に関する説明会を開催することにより、当該団体を通じて、個々の事業者へのごみ減量等に対する意識を喚起するとともに、実践的な取組みに繋げようとするものである。

イ 対象となる事業者団体

本市産業観光局及び保健福祉局が把握している各種団体一覧から以下の考え方で抽出。

- ①「中小企業等協同組合法」第３条に規定する事業協同組合等のうち、主に産廃を排出する電気・機械・金属業，木材・木製品製造業，印刷出版・紙工業及び建設業等を除いた組合 ⇒ 37 団体
- ②「商店街振興組合法」に規定する商店街振興組合，商店街振興組合連合会及びこれらに準じる任意団体 ⇒ 171 団体
- ③医療従事者関係団体（医師会，薬剤師会等）及び環境衛生六法（旅館業法，興行場法，公衆浴場法，理容師法，美容師法，クリーニング業法）に規定する同業組合 ⇒ 28 団体

ウ 説明会の開催方法

対象団体の所在地を基準とし、今年度中に原則として行政区ごとに1回開催する。また、実施に当たっては、関係局及び各区・支所に対して対象団体の情報提供や出席依頼などの協力を要請する。

【参考】行政区別対象団体数

(各団体の支部等がある場合は、上部組織のみの件数としている。)

行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区
団体数	13	23	19	43	18	13
行政区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	合計
団体数	37	16	23	7	24	236

三者協の参画団体である京都商工会議所、京都市小売商総連合会及び京都商店連盟（京都商店街振興組合連合会）については、加盟団体も多いことから別途開催することを検討する。